

1. 主動巡查次數（按地區劃分）(2002 年 4 月 1 日至 2003 年 3 月 31 日)

地區	次數	%
中西區	300	10
東區	351	11
離島	212	7
九龍城	56	2
葵青	169	5
觀塘	246	8
北區	109	3
西貢	32	1
沙田	206	7
深水埗	129	4
南區	67	2
大埔	80	3
荃灣	88	3
屯門	75	2
灣仔	283	9
黃大仙	108	3
油尖旺	583	19
元朗	53	2
總計	3 147	100

2. 主動巡查次數（按業務劃分）(2002 年 4 月 1 日至 2003 年 3 月 31 日)



3. 主動巡查次數（按巡查結果劃分）(2002 年 4 月 1 日至 2003 年 3 月 31 日)

巡查結果	次數	%
無須跟進	2 141	68.0
需要跟進	1 006	32.0
經調查後無須跟進	801	25.5
錯誤已經糾正	115	3.7
調查進行中	90	2.9
總計	3 147	100.0

4. 發出的拖欠供款通知書數目 (2002 年 4 月 1 日至 2003 年 3 月 31 日)

月份	第一次通知 (按年利率 15% 計算)	第二次通知 (按年利率 20% 計算)	總計 ¹
統計數據 - 繼			
2002 年 4 月	42 700 ²	13 000	55 700
2002 年 5 月	18 500	14 400	32 900
2002 年 6 月	18 800	12 700	31 500
2002 年 7 月	18 400	12 800	31 200
2002 年 8 月	18 100	12 800	30 900
2002 年 9 月	19 600	12 300	31 800
2002 年 10 月	20 000	12 800	32 800
2002 年 11 月	22 900	12 700	35 600
2002 年 12 月	19 200	15 300	34 500
2003 年 1 月	20 700	13 300	34 000
2003 年 2 月	19 900	13 500	33 400
2003 年 3 月	21 700	14 600	36 400
總計 *	260 500	160 400	420 800

1 由於四捨五入的關係，個別數字的總和未必等同總計的數字。

2 2002 年 1 月及 2 月的部分拖欠供款資料是在 3 月／4 月收到的，因此於 4 月發出的第一次通知包括追收 1 月及 2 月的欠款。

5. 調查個案數目 (按月及涉嫌違規事項劃分) (2002 年 4 月 1 日至 2003 年 3 月 31 日)

月份	涉嫌違規						總計 *	
	強迫僱員							
	扣減工資	轉為 自僱人士	沒有登記 參加計劃	沒有發出 拖欠供款	供款紀錄	其他		
2002 年 4 月	49	4	174	843	3	37	883	
2002 年 5 月	46	1	200	770	8	26	823	
2002 年 6 月	47	0	161	711	8	34	753	
2002 年 7 月	39	0	179	915	10	29	950	
2002 年 8 月	26	2	199	697	7	42	744	
2002 年 9 月	29	2	159	605	5	19	646	
2002 年 10 月	31	2	162	675	3	28	703	
2002 年 11 月	23	0	142	673	4	22	687	
2002 年 12 月	29	0	149	583	2	18	597	
2003 年 1 月	42	0	175	728	5	19	774	
2003 年 2 月	34	0	174	776	4	25	814	
2003 年 3 月	39	1	230	880	6	22	924	
總計	434	12	2 104	8 856	65	321	9 298	

* 由於每宗個案可涉及多於一項違規，因此違規數字的總和未必等同調查個案的總計。

6. 把個案轉介警方處理後所申請的傳票數目（按違規性質及檢控結果劃分）
 (2002 年 4 月 1 日至 2003 年 3 月 31 日)

統計數據 – 續	違規性質	檢控情況（截至 2003 年 3 月 31 日）			申請的傳票 數目
		承認控罪	候判	撤回*	
	沒有登記參加計劃	15	10	8	33
	因爭論僱主或自僱人士身分而起	2	0	3	5
	未為僱員登記參加計劃	13	10	5	28
	拖欠供款	504	148	68	720
	作出虛假或誤導陳述	2	1	0	3
	總計	521	159	76	756

* 由於被告人已搬遷、結業或不知所踪，以致警方或執達主任無法妥為送達傳票。

7. 向小額錢債審裁處、執達主任及清盤人申請追討欠款的數目
 (2002 年 4 月 1 日至 2003 年 3 月 31 日)

	個案數目	涉及僱員人數
向小額錢債審裁處申請	687	1 747
向執達主任申請	141	377
向清盤人申請	207	6 505
總計	1 035	8 629

8. 在 2002 至 03 年度發出的罰款通知書

違規事項	發出的罰款通知書數目	罰款款額
		港元
違反《一般規例》第 152 條 (沒有或延遲發信通知計劃成員其轉移選擇)	5	50,000
違反《一般規例》第 153(2)條 (沒有在法定時限內轉移累算權益)	14	140,000
違反《一般規例》第 156(2)條 (沒有在法定時限內轉移後來收到的供款附加費)	1	10,000
違反《一般規例》第 166(1)條 (沒有在法定時限內完成累算權益的支付)	4	40,000
違反《一般規例》第 170 條 (沒有在報章刊登公告確定計劃成員／ 有權獲支付已逝世計劃成員所享累算權益的人士的所在)	2	20,000
總計	26	260,000